労働協約の一部を改訂する協約

平成16年8月31日に締結した労働協約の一部を次のように改訂する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「移動条項」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「移動後条項」という。)が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項(以下「削除条項」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除条項及び別表の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条項及び別表の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削り、次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

改 正 後

(協約適用の範囲)

第2条 この協約の適用を受ける者の範囲は、知事の事務部局に勤務する 組合員で、次の職にあるものとする。

車庫長、車庫主任、守衛長、副守衛長、自動車整備士、守衛、運転士、交換手、工業技手、畜産技手、道路技術員、ボイラ技士、機械技手、調理師、農業技手、林業技手、調理員、医療助手、現業主事、寮母、寮父又は検査助手

2 略

(勤務時間、休日、休暇等)

第7条 組合員の勤務時間、休憩時間、休日、休暇等については、次の条 例等を適用又は準用する。

(1)~(8) 略

(給料表)

第28条 給料表は別表第1のとおりとする。

2 略

3 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第 1項若しくは第2項の規定により採用された職員である組合員(以下「 再任用組合員」という。)の給料月額は、給料表の再任用職員の欄に掲 げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

(協約適用の範囲)

第2条 この協約の適用を受ける者の範囲は、知事の事務部局に勤務する 組合員で、次の職にあるものとする。

正

現業主幹、車庫長、車庫主任、守衛長、副守衛長、自動車整備士、守衛、運転士、交換手、工業技手、畜産技手、道路技術員、ボイラ技士、機械技手、調理師、農業技手、林業技手、調理員、医療助手、現業主事、寮母、寮父、医療計算士又は検査助手

2 略

(勤務時間、休日、休暇等)

第7条 組合員の勤務時間、休息時間、休憩時間、休日、休暇等については、次の条例等を適用又は準用する。

(1)~(8) 略

(給料表)

第28条 給料表は別表第1のとおりと<u>し、その適用範囲は、次の各号に掲</u> げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 現業職給料表(1) 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5 第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された 職員である組合員(以下「再任用組合員」という。)以外の組合員 (2) 現業職給料表(2) 再任用組合員

__<u>__</u> 2 略

3 <u>前項の規定にかかわらず、再任用組合員の職務の級は1級とし、第1</u> 項の給料表により給料を組合員に支給するものとする。 4 組合員の初任給は、次のとおりとする。 初任給基準

学歴免許	初 任 給
高 校 卒	1級3号給

備考 略 5 及び 6 略

7 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)である組合員の給料月額は、第1項から前項までの規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、給与条例の適用を受ける短時間勤務職員の例によりその者の勤務時間に応じて得た数(以下「勤務割合」という。)を乗じて得た額とする。

第31条 削除

4 組合員の初任給は、次のとおりとする。 初任給基準

学歴免許	初 任 給
高 校 卒	1級6号給

備考 略

5 及び 6略

- 7 前3項の規定にかかわらず、再任用組合員の給料月額は、給料表に掲 げる給料月額のうちから、その者の職務の複雑、困難及び責任の度に応 じ決定する。
- 8 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)である組合員の給料月額は、第6項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、給与条例の適用を受ける短時間勤務職員の例によりその者の勤務時間に応じて得た数(以下「勤務割合」という。)を乗じて得た額とする。

(給料の調整額)

- 第31条 給料の調整を行う職は、別表第4の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所 に勤務する同表の組合員欄に掲げる組合員の占める職とする。
- 2 組合員の給料の調整額は、当該組合員に適用される組合員の区分及び職務の級に応じて別表第5に掲げる調整基本額にその者に係る別表第4の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額(再任用短時間勤務職員である組合員にあっては、その額に勤務割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。ただし、その額が給料月額の100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する額(再任用短時間勤務職員である組合員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

別表第1(第28条関係)

ア 現業職給料表(1)

職務の級	1級	2 級	3級	4級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	田	田	円
1	120,600	218,200	262,300	313,800
2	124,300	226,200	270,800	323,700

3 4 5	128,100 131,900 134,400	234,600 243,500 252,500	279,400 288,000 296,400	333,600 343,300 352,700	
6 7 8 9 10	138,800 143,300 148,500 154,300 160,200	260,900 279,400 288,000 296,400 304,800	304,800 310,900 320,200 329,500 338,700	361,900 370,900 379,600 388,000 395,300	
11 12 13 14 15	166,500 177,400 184,400 190,200 195,500	310,900 320,200 329,500 338,700 348,000	348,000 357,200 366,100 374,800 382,300	404,600 413,200 421,100 426,900 432,500	
16 17 18 19 20	205,700 213,300 221,100 229,000 236,400	357,200 366,100 374,800 382,300 387,800	387,800 392,800 400,500 405,200 409,400	436,300 440,000 443,900 447,500 451,100	
21 22 23 24 25	252,500 260,900 269,300 277,600 285,700	392,800 396,200 399,700 403,100 406,500	412,900 416,600 420,100 423,600 427,100		
26 27 28 29 30	296,400 304,800 313,100 321,100 328,500	409,900 413,300 416,700			
31 32 33 34 35	335,900 343,100 348,600 353,300 357,300				
36 37 38	360,600 363,400 366,300				

<u>別表第 1 (第28条関係)</u> 現

現業職給料表

	1		1	1		
組合員 の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5 級
の区別	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	_	-	184,400	218,200	235,700
	2	134,400	170,700	191,400	226,200	244,600
	3	138,800	177,400	198,600	234,600	253,700
	4	143,300	184,400	205,700	243,500	262,300
	5	148,500	190,200	213,300	252,500	270,800
	6	154,300	195,500	221,100	260,900	279,400
	7	160,200	200,700	229,000	269,300	288,000
	8	166,500	205,800	236,400	277,600	296,400
	9	171,100	210,700	242,800	285,700	304,800
	10	174,600	215,100	249,200	293,600	313,100
	11	177,600	219,500	255,400	301,300	321,100
	12	180,300	223,700	260,900	308,600	328,500
	13	182,800	228,000	266,400	315,600	335,900
	14	184,800	231,200	271,400	322,400	343,100

41 373,800	
42 376,400 43 379,000 44 381,600	

イ 現業職給料表(2)

1943夕	の級		給料月額	
船分	OJ AVX	第1類	第2類	第3類
1	級	150,100円	187,400円	215,300円

再組以組用員の員	15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32	186,800 188,400	234,100 237,200 240,100 243,000 244,800	276,500 281,000 285,000 288,700 291,900 294,200 296,100 300,000 302,000 303,900 305,700 307,600 309,600 311,500 313,400 315,300 317,100	328,400 334,000 337,600 340,900 344,000 346,300 350,800 353,000 355,200 357,600 359,800 362,100 364,300	348,600 353,300 357,300 360,600 363,400 366,300 371,300 373,800 376,400 379,000 381,600
再任用組合員		150,100	187,400	215,300		

別表第 2 (第28条関係) 級 別 職 務 分 類 表

職務の級	職	務
1 級	自動車整備士、運転士、守衛、ダ 技手、道路技術員、ボイラ技士、機 技手、林業技手、調理員、医療助引 父又は検査助手の職務	幾械技手、調理師、 農業
2 級	相当困難な業務を行う自動車整備 換手、工業技手、畜産技手、道路抗 械技手、調理師、農業技手、林業抗 、現業主事、寮母、寮父又は検査即	を 術員、ボイラ技士、機 技手、調理員、医療助手
3 級	困難な業務を行う自動車整備士、 、工業技手、畜産技手、道路技術員	

別表第 2 (第28条関係) 級 別 職 務 分 類 表

職務の級	職	務
1 級	自動車整備士、運転士、守衛、 技手、道路技術員、ボイラ技士、 技手、林業技手、調理員、医療助 父 <u>、医療計算士</u> 又は検査助手の職	幾械技手、調理師、農業 手、現業主事、寮母、寮
2 級	(1) 車庫長、車庫主任、守衛長 (2) 主任の職務	又は副守衛長の職務
3 級	<u>(1)</u> 現業主幹の職務 <u>(2) 困難な業務を行う車庫長、</u>	車庫主任、守衛長又は副

	手、調理師、農業技手、林業技手、調理員、医療助手、現 業主事、寮母、寮父又は検査助手の職務
4 級	車庫長、車庫主任、守衛長又は副守衛長の職務
5 級	困難な業務を行う車庫長、車庫主任、守衛長又は副守衛 長の職務

	守衛長の職務
4 級	困難な業務を行う現業主幹の職務

<u> 別表第4(第31条関係)</u>

給料の調整額の適用区分表

勤務箇所	組 合 員	調整数
母 来 寮 岩井長者寮	寮母及び寮父のうち入所者と起居を共にする 組合員	3
	その他の組合員	1
福祉相談センター	自動車整備士、運転士、調理師及び調理員で ある組合員	1
喜多原学園 皆 成 学 園	自動車整備士、運転士、ボイラ技士、調理師 及び調理員である組合員	1
皆生小児療育 センター	医療助手のうち入所者に直接接することを常 例とする組合員	3
	その他の組合員	1
鳥取療育園 中部療育園	自動車整備士及び運転士である組合員	1

<u> 別表第 5 (第31条関係)</u>

調整基本額表

組合員の区分	職務の級	調整基本
		10,200円。ただし、1号給から11号給まで

附 則

(施行期日等)

- 1 略
- 2 この協約は、平成17年4月1日から適用する。
- (組合員の給与の額の特例)
- 3 平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)における組合員の給料月額は、第28条第1項及び<u>第7項</u>の規定にかかわらず、これらの規定により定められた給料月額(以下この項において「給料基礎額」という。)から当該額に100分の5(その職務の級が1級である組合員及びその職務の級が2級である組合員のうちその号給が5号給以下であるもの(以下「特定職員」という。)にあっては、100分の4)を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、次に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、給料基礎額とする。

	1級	5,100円 12号給から15号給まで 6,500円 16号給から20号給まで 8,500円 21号給から25号給まで 9,800円
再任用組合員 以外の組合	2 級	10,800円。ただし、1号給から6号給まで 9,800円 7号給から10号給まで 10,200円
	3 級	11,300円。ただし、 1 号給から 6 号給まで 10,200円 7 号給から17号給まで 10,800円
	4級	11,900円。ただし、1号給から9号給まで 11,300円
再任用組合員	1級	第 1 類 5,100円 第 2 類 6,500円 第 3 類 8,500円

附則

(施行期日等)

- 1 瞬
- 2 この協約は、平成16年4月1日から適用する。
- (組合員の給与の額の特例)
- 3 平成14年4月1日から平成17年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)における組合員の給料月額は、第28条第1項及び<u>第8項</u>の規定にかかわらず、これらの規定により定められた給料月額(以下この項において「給料基礎額」という。)から当該額に100分の5(<u>第28条第1項第1号に掲げる現業職給料表(1)の適用を受ける組合員であってその職務の級が1級であるもののうちその号給が14号給以下であるもの及び同項第2号に掲げる現業職給料表(2)の適用を受ける職員であってその給料月額の区分が第1類であるもの(以下「特定職員」という。)にあっては、100分の4)を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数を生</u>

(1)及び(2) 略

4 特例期間における組合員の調整手当、期末手当及び勤勉手当の額については、第44条の規定にかかわらず、鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例(平成17年鳥取県条例第 号)第7条第1項第3号に掲げる者(特定職員にあっては、同項第2号に掲げる者)の例による。

(準用等される条例の取扱い)

5 略

(協約原本の作成)

6 略

じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、次に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、給料基礎額とする。 (1)及び(2) 略

- 4 特例期間における職員の給料の調整額は、第31条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に100分の5(特定職員にあっては、100分の4)を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、前項各号に掲げる額の算出の基礎となる給料の調整額は、同条第2項の規定により定められた額とする。
- 5 特例期間における組合員の調整手当、期末手当及び勤勉手当の額については、第44条の規定にかかわらず、雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例(平成14年鳥取県条例第4号)第7条第1項第1号に掲げる者(特定職員にあっては、同項第3号に掲げる者)の例による。

(準用等される条例の取扱い)

6 略

(協約原本の作成)

7 略